

(公財) 日本中学校体育連盟「賛助会員（一般）」加入のご案内

貴社には、ますますご発展のことと拝察いたします。

さて、本連盟には財団法人設立以来、賛助会員の制度を設け、全国中学校生徒のスポーツ活動の活性化と健全育成を図るために、本連盟事業のご支援をお願いしております。

貴職のご理解を賜りたく、賛助会員（一般）加入のご案内を申し上げます。

記

1. 名 称 (公財) 日本中学校体育連盟「賛助会員（一般）」
2. 条 件 次のいずれかの条件を満たしている者
 - ① 日本中学校体育連盟、都道府県中学校体育連盟の役員経験者のOB
 - ② 日本中学校体育連盟会員規程第3条
賛助会員は、本連盟の目的に賛同し、且つ次に該当する者の中から理事会の議を経て会長が承認する。
◆本連盟に10万円以上の寄付をした者
3. 会 費
 - ① 寄付(入会)金 1口 50,000円 2口以上
 - ② 年会費 10,000円
4. 提 供 (公財) 日本中学校体育連盟名簿に搭載、年会報、その他の情報を送付
5. 手 続 別紙の「一般賛助会員加入申請書」に基づき、本連盟の銀行口座に『入会金50,000円×口数(2口以上)』を、振り込んでください。
ご入金を確認した後に、「覚書」を交わし正式入会となります。
6. その他
 - ① 貴社商品の推薦を本連盟から受けようとする場合は、「(公財)日本中学校体育連盟物品等推薦要綱」により別契約となります。
 - ② 貴社商品に(公財)日本中学校体育連盟シンボルマークを使用する場合は、「(公財)日本中学校体育連盟「シンボルマーク」使用規程」により別契約となります。
 - ③ 当法人は公益財団法人(特定公益増進法人に該当)として認定を受けております。納入頂いた賛助会費は当法人の主たる目的である業務に使用しますので、法人税法第37条第4項該当の特別損金算入限度額の寄附金として損金算入(又は所得税法第78条該当の寄附金控除)の対象となります。

問い合わせ先 (公財) 日本中学校体育連盟事務局

電話 03-3481-2425